

令和2年5月25日

保護者様

さいたま市教育委員会教育長
さいたま市立桜木中学校長

さいたま市立学校における教育活動の再開について

このたびの新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に伴う臨時休業等に関し、様々なお力添えをいただき、感謝申し上げます。

さいたま市立学校では、令和2年4月7日に埼玉県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されて以降、臨時休業を実施していましたが、6月1日から学校における教育活動を再開いたします。

つきましては、新型コロナウイルスの感染状況に応じて段階的に学校における教育活動を再開するため、下記のとおり、臨時休業中の登校日を設定及び分散登校を実施いたします。

何卒、御理解、御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、今後の感染状況の推移によって、変更することがありますので御承知おきください。

記

1 臨時休業中の登校日について

以下のとおり、生徒は、5月26日（火）から29日（金）までの間に1度登校します。

5月26日（火）	6組	13:30		
5月27日（水）	3年生	男子 9:00	女子 10:30	
5月28日（木）	2年生	男子 9:00	女子 10:30	
5月29日（金）	1年生	男子 9:00	女子 10:30	

※ 6組は、14時30頃を目安に下校します。1年生、2年生、3年生は、各日とも30分程度で下校となります。

※ 登校日には学習課題の回収は行いません。ただし、1年生の国語科の学習課題のみ、終了している生徒は提出してください。

※ 登校日に予定されているデジタル授業については、別の時間帯に視聴してください。

2 分散登校の実施について

以下のとおり、生徒は、6月1日（月）から6月12日（金）まで、学級を【A】と【B】の2グループに分け、グループごとに午前又は、午後のどちらかに毎日登校します。

※グループ編成は、5月26日（火）～29日（金）の登校日でお知らせいたします。			
6月1日（月）午前【A】、午後【B】	6月8日（月）午前【B】、午後【A】		
6月2日（火）午前【B】、午後【A】	6月9日（火）午前【A】、午後【B】		
6月3日（水）午前【A】、午後【B】	6月10日（水）午前【B】、午後【A】		
6月4日（木）午前【B】、午後【A】	6月11日（木）午前【A】、午後【B】		
6月5日（金）午前【A】、午後【B】	6月12日（金）午前【B】、午後【A】		

- ※ 午前の部は、8時25分まで、午後の部は、13時00分までに登校してください。
- ※ 午前の部は、11時45分、午後の部は16時15分を目安に下校いたします。
- ※ 給食については、【A】【B】とも、6月の第1週は牛乳のみ、第2週は牛乳と主食（パンまたはおにぎり）を提供します。
- ※ 部活動は、中止とします。

3 臨時休業中の登校日及び分散登校における留意点について

- (1) 発熱または風邪の症状（発熱、のどの痛み、咳、下痢）や、全身倦怠感、嗅覚・味覚異常がみられる場合は、罹りつけ医（できれば小児科）に相談・受診し、医師の指示に従い、登校を判断してもらってください。
- (2) 体温記録票を用いて、登校前に健康観察と検温を必ず行ってください。その際、発熱または風邪の症状等がみられる場合は、出席せず、家庭で休養してください。
- (3) 登校の際には、お子様のマスク着用をお願いします。なお、マスクを入手することが困難な状況が続いております。必要に応じて、手作りマスクの作成・使用について以下のサイトを参考にしてください。【マスクの作り方】（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内 https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00656.html）
- (4) 在校中に発熱または風邪の症状等がみられた場合は、速やかに保護者に連絡し、自宅での休養をお願いすることになります。あらかじめ御承知おきください。
- (5) 予防的観点から登校を控える場合は、欠席として扱いません。

4 その他

6月15日（月）以降の教育活動については、新型コロナウイルスの感染状況により、後日お知らせします。